資源ごみの拠点回収を試験的に実施します

問 環境課リサイクル推進班 ☎（93）4946

現在、資源ごみは地域の資源回収やクリーンセンターに搬入する方法で回収していますが、これらの方法に加え、場所と日時を決めて行う拠点回収を試験的に実施します。

今年度は4回実施予定です。実施日が決定次第、広報とみさと市ホームページでお知らせします。

■日時・場所

6月28日（日）
雨天決行
○午前9時～11時30分
市役所職員駐車場
○午後1時～3時
北部コミュニティセンター
臨時駐車場

※時間で実施場所が変わります。

■回収できる資源ごみ

当日に回収できる資源ごみは、次のとおりです。事業ごみやそのほかのごみの回収はできませんので、注意してください。

分類	種類	出し方
紙類	○新聞（チラシ含む） ○雑誌　○段ボール ○アザーペーパー（紙封筒、トイレットペーパー・ラップフィルムの芯、名刺）	種類ごとに紐で束ねる
	飲料用紙パック	水洗いして切り開き乾かし、紐で束ねる
	パッケージペーパー（お菓子箱、紙袋など）	紙袋に入れるか、紐で束ねる
繊維類	○衣類　○シーツ　○毛布 ※綿、ふとん、裁断くずなどは不可、ボタンやファスナーはついたままでも可	まとめて束ね、雨に濡れそうな時はビニール袋に入れる
空き缶類	飲料用アルミ缶	中を水洗いする
びん類	○ビールびん ○一升びん （茶色・緑色の酒びん） ※ラベルのないもの、ヒビや汚れがあるものは不可	

不法投棄は犯罪です

■不法投棄を見かけたら

○不法投棄をしている現場を見たら、車のナンバーを控えて警察または市役所へ通報する
○不法投棄されている場所を見つけたら、環境課へ連絡する

■不法投棄を防止するために

次のようなことを行い、管理されている土地であることを示し、不法投棄の予防に努めましょう。

○土地の見回り　○草刈り
○フェンス・柵などの設置

問 環境課環境保全班 ☎（93）4945

小型合併処理浄化槽設置補助金

市では、生活排水とし尿を一緒に処理する小型合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

問・申込先 環境課環境衛生班 ☎（93）4945

湖沼や河川の汚染が社会問題になっています。これは、生活排水が未処理のまま道路側溝などへ流されていることが大きな原因です。

しかし、これらの問題は、合併処理浄化槽の設置で大きく改善されます。

単独処理浄化槽（し尿だけを処理する浄化槽）やくみ取り便槽を使っている人は、合併処理浄化槽の設置を検討してみませんか。

なお、補助金の交付は、予算額に達した時点で終了します。

【対象区域】

○下水道認可区域以外の区域
○団地などの集中合併処理浄化槽処理区域以外の区域

【補助金限度額】

■高度処理型設置補助

44万4千円～96万3千円
次のいずれかの機能に該当するもの
○放流水の総窒素濃度が20mg／ℓ以下（N20型）
○放流水の総窒素濃度が10mg／ℓ以下または総リン濃度1mg／ℓ以下（N10型・P型）
○放流水の総窒素濃度が20mg／ℓ以下で総リン濃度1mg／ℓ以下（N＆P型）
○放流水のBOD除去率97％以上で放流水のBOD5mg／ℓ以下（BOD型）

※高度処理型とは、汚水を浄化する能力が、より高度な小型合併処理浄化槽です。

■転換補助

○単独転換　18万円
○くみ取り転換　10万円

※転換補助とは、既設の単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置換えをするときの撤去費用に対する補助です。

■放流先のない場合の処理装置（蒸発散装置など）への補助

合併処理浄化槽と同時に蒸発散装置などを設置する場合、設置費用の3分の1（限度額20万円）の補助金を交付します。

【交付条件】

次の条件を全て満たす必要があります。
○着工前の申請
○自己居住用の住宅
○浄化槽設置届、または建築確認の審査を受けて設置する
○住宅を借りている人は貸主の承諾を得ている
○市税を完納している

第33回環境美化ポスター展

6月の環境月間にあわせ、「第33回富里市環境美化ポスター展」を開催します。

このポスター展では、市内小学校5年生の応募作品のうち、上位優秀作品30点を展示します。子どもたちの素晴らしい作品をぜひご覧ください。

■場所
市立図書館1階ライブラリーオープンスペース

■展示期間　6月9日（火）～26日（金）の開館日
※展示最終日は午後4時まで

問 環境課リサイクル推進班 ☎（93）4946

▲昨年度のポスター展の様子

都市計画案の概要の縦覧と公聴会

成田都市計画区域（成田市・栄町・富里市）における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、区域区分などの見直しによる都市計画の案の概要がまとまりました。

今後、皆さんからの意見を聞きながら、都市計画案を作成していくため、案の概要の縦覧と公聴会を開催します。

案の概要の縦覧

■縦覧期間
6月2日（火）～16日（火）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日を除く）

■縦覧場所
○市都市計画課
○県都市計画課
（県庁中庁舎7階）

■内容
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
○区域区分の変更

※県の決定による

公聴会の開催

意見を述べる公述人を募集します。

■日時　7月4日（土）
午前10時～正午

■場所
成田市役所6階中会議室
〈成田市花崎町〉

■公述の申し出

▼公述人の資格
成田都市計画区域内に住所のある人、または利害関係者

▼公述申出書の提出期間
6月2日（火）～16日（火）

▼申出方法
公述申出書（※）に必要事項を記入し、意見の要旨を添えて、知事宛てに提出。

申し出者が多数の場合は、抽選により公述人を選定し、結果は本人に通知します。

※縦覧場所で配布しています。

▼提出先
県都市計画課に持参または郵送（16日消印有効）

■公聴会の傍聴

傍聴を希望する人は、直接来場してください。ただし、先着順の入場となりますので、満員の場合は入場を制限することがあります。

※公述の申し出がない場合は中止します。

■その他

公述された意見の要旨と意見に対する県の考え方を、県のホームページに掲載します。

問い合わせ先
●市都市計画課計画班
☎（93）5147
●県都市計画課
☎043（223）3376
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1

6月1日からスタート！ 健康・介護無料電話相談サービス「いきいきテレフォン」

フリーダイヤル
0120-963-112

市では、市内の高齢者の健康をサポートするため、24時間365日相談可能な無料の電話相談サービスを開始します。匿名でも相談できます。

■相談内容
○持病や気になる症状、ホームケアに関すること
○健康や食事に関すること
○介護に役立つ情報提供　など

■相談員
○正看護師　○管理栄養士
○介護支援専門員（ケアマネジャー）

問 高齢者福祉課地域包括支援センター
☎（93）4981